

奈良県告示第三百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和五年二月三日

奈良県知事 荒井正吾

名称	指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若 しくは居宅介護支援事 業者	
	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援 事業所
名称	株式会社	光陽
所在地	大和郡山市 筒井町六八 八―一	大和郡山市 筒井町六八 八―一
旧	（所在地	大和郡山 市筒井町 一三二
	（所在地	大和郡山 市筒井町 六八八― 一ひさ
新	（所在地	大和郡山 市筒井町 一ひさ
		変更年月日 令和四年十 二月一日